

日立市公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

日立市公告式条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月3日提出

日立市長 小川 春 樹

---

(提案説明)

行政手続における押印の見直しに伴い、関係規定を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市公告式条例等の一部を改正する条例

(日立市公告式条例の一部改正)

第1条 日立市公告式条例（昭和25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「記入して市長印をおさなければ」を「記入しなければ」に改める。

第5条第2項中「、「市長印」とあるのは「当該機関印）」を削る。

(日立市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 日立市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第7条第3項、第8条第5項及び第8項、第9条第2項並びに第10条第2項中「署名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

(日立市建築審査会条例の一部改正)

第3条 日立市建築審査会条例（昭和49年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第9条中「署名捺印して」を「署名して」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。